

第 2 期規制改革実施計画（抄）

事項名	実施計画の内容	措置時期	所管省庁
家庭用品品質表示の国際統合化① （指定品目の見直し）	政令で指定する品質表示義務がある品目について、社会の変化に柔軟かつ迅速に対応する観点から、品目の指定の在り方を検討し、結論を得る。	平成 26 年度検討・結論、結論を得次第措置	消費者庁
家庭用品品質表示の国際統合化② （表示内容の見直し）	各品目の表示義務を、事業者の自主性を発揮させるとともに、消費者にとって正しく分かりやすい表示方法にする観点から、消費者が理解可能な必要最低限の表示内容とする。	平成 26 年度検討開始、平成 26 年度以降平成 28 年度までに順次結論、結論を得次第順次措置	消費者庁
家庭用品品質表示の国際統合化③ （表示・試験方法の見直し、海外への情報発信）	消費者の利益の擁護及び増進の観点を基本としつつ、事業者のグローバル展開の促進を一層図るため、諸外国における表示制度を参考として表示方法や試験方法を見直すとともに、家庭用品品質表示法（下位規範を含む。）を英文化する。	平成 26 年度検討開始、平成 26 年度以降結論を得次第順次措置	消費者庁
家庭用品品質表示の実効性確保	立入検査の実効性を高め、消費者保護の向上を図る観点から、全国の地方公共団体の立入検査の実態を把握し、執行実績が少ない地方公共団体に対し、執行上のアドバイスなどの支援を行うとともに、そのフォローアップを行う。	平成 26 年度措置（平成 27 年度以降継続実施）	消費者庁